

改 訂 前	改 訂 後
第4章 復旧復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第1 義援金品の募集及び配分 ■ 基本事項 1 趣旨 大規模な震災時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。 2 留意点 (1) 義援金の範囲 本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。 (2) 義援金の公平かつ適正な配分 被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。	第4章 復旧復興計画 第1節 被災者の生活の安定化 第1 義援金品の募集及び配分 ■ 基本事項 1 趣 旨 大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。 2 留意事項 (1) 義援金の範囲 本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。 (2) 義援金の公平かつ適正な配分 被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

改訂前	改訂後
(3) 手続きの迅速化 県、市、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の手続きについて、関係機関、団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。 3 活動項目 1 義援金品の募集及び受付 2 委員会の設置 3 義援金品の保管 4 義援金品の配分 ■ 対策 1 義援金品の募集及び受付-----【市(保健福祉部)】 下妻市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、市は直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう求めるものとする。 【義援金品受付窓口】 受付窓口：保健福祉部	(3) 手続きの迅速化 県、市、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金の募集及び配分等の手続きについて、防災関係機関、関係団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。 3 対策項目 1 義援金品の募集及び受付 2 委員会の設置 3 義援金品の保管 4 義援金品の配分 ■ 対策 1 義援金品の募集及び受付-----【市(保健福祉部)】 市は、市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。 なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう求めるものとする。 義援金品の受付窓口は、保健福祉部とする。

改 訂 前	改 訂 後
2 委員会の設置-----【市(保健福祉部)】 (1) 委員会の設置 被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。 (2) 委員会の構成 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。 1) 下妻市 2) 下妻市議会 3) 下妻市社会福祉協議会 3 義援金品の保管-----【市(総務部、保健福祉部)】 一般市民及び他市町村民等から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。 なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。	2 委員会の設置----- ----【県、市(保健福祉部)、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】 (1) 委員会の設置 被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。 (2) 委員会の構成 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の防災関係機関、関係団体等を構成員に加えることができる。 1) 下妻市 2) 下妻市議会 3) 下妻市社会福祉協議会 3 義援金の保管-----【県、市(保健福祉部)、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】 一般市民及び全国から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。 なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

改 訂 前	改 訂 後
4 義援金品の配分-----【市(保健福祉部)】 (1) 配分方法の決定 委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法(対象、基準、時期並びにその他必要な事項)について、協議のうえ決定する。 (2) 配分の実施 委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、市は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。 (3) 配分の公表 市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。	4 義援金の配分----- -【県、市(保健福祉部)、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】 (1) 配分方法の決定 委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法(対象、基準、時期並びにその他必要な事項)について、協議の上決定する。 (2) 配分の実施 委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、市は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。 (3) 配分の公表 市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付 ■ 基本事項 1 趣旨 大規模な震災時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市及び下妻市社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付 ■ 基本事項 1 趣 旨 大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市及び市社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、災害弔慰金

改 訂 前	改 訂 後
災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。 2 留意点 (1) 被災者への広報及び相談窓口の設置 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。 (2) 事務処理の迅速化 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。 3 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 2 茨城県等による資金の貸付等 3 住宅復興資金 4 り災証明書の発行 ■ 対策 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護	及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。 2 留意事項 (1) 被災者への広報及び相談窓口の設置 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。 (2) 事務処理の迅速化 市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。 3 対策項目 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 2 茨城県等による資金の貸付等 3 住宅復興資金 4 り災証明書の発行 ■ 対 策 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護

改 訂 前	改 訂 後														
資金の貸付----- ----【市(保健福祉部、市民部)、下妻消防署、市社会福祉協議会】 災害により家族を失い、精神または身体に著しい障がいを受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、 「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」に基づき、下妻市条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。 【災害弔慰金の支給(下妻市条例)】 <table border="1"> <tr> <td>対 象 災 害</td><td> ・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 </td></tr> <tr> <td>支 給 限 度 額</td><td> ①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円 </td></tr> <tr> <td>遺 族 の 範 囲</td><td>配偶者、子、父母、孫、祖父母</td></tr> <tr> <td>費 用 負 担 割 合</td><td>国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)</td></tr> </table>	対 象 災 害	・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害	支 給 限 度 額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円	遺 族 の 範 囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	費 用 負 担 割 合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)	資金の貸付----- 【市(市民部、保健福祉部)、下妻消防署、下妻市社会福祉協議会】 災害により家族を失い、精神または身体に著しい障がいを受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、 「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)」に基づき、下妻市条例に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。 【災害弔慰金の支給(下妻市条例)】 <table border="1"> <tr> <td>対 象 災 害</td><td> ・市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 </td></tr> <tr> <td>支 給 限 度 額</td><td> ①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円 </td></tr> <tr> <td>遺 族 の 範 囲</td><td> ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ ア項の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に </td></tr> </table>	対 象 災 害	・市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害	支 給 限 度 額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円	遺 族 の 範 囲	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ ア項の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に
対 象 災 害	・当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害														
支 給 限 度 額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円														
遺 族 の 範 囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母														
費 用 負 担 割 合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)														
対 象 災 害	・市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害														
支 給 限 度 額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円														
遺 族 の 範 囲	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ ア項の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に														

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
【災害障害見舞金の支給】			限る。)
		費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)
		【災害障害見舞金の支給】	
対 象 災 害	・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害	対 象 災 害	・市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障 害 の 程 度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	障 害 の 程 度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支 給 限 度 額	①生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125 万円	支 給 限 度 額	①生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ②その他の者が障害を受けた場合 125 万円

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
	円		円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)	費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)
【災害援護資金の貸付】		【災害援護資金の貸付】	
対 象 災 害	・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	対 象 災 害	・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸 付 限 度 額	①世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 ()は特別の事情がある場合	貸 付 限 度 額	①世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170(250)万円 ④住居の全壊 250(350)万円 ⑤住居の全体が滅失 350万円 ⑥①と②が重複 250万円 ⑦①と③が重複 270(350)万円 ⑧①と④が重複 350万円 ()は特別の事情がある場合
		貸付条件	世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
			貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
			据置期間 3年 (特別な事情のある場合は5年)
			償還期間 10年 (据置期間を含む。)
			償還方法 年賦または半年賦
			貸付原資負担 国(2/3)、県(1/3)

改 訂 前	改 訂 後
2 茨城県等による資金の貸付等----- -----【市（各部）、茨城県、市社会福祉協議会等】 大規模災害時において、県及び社会福祉協議会等で実施される資金等の貸付や融資等には以下のようなものがある。 【県等の貸付、融資等】 (1) 生活福祉資金の貸付 : 県社会福祉協議会 (2) 母子寡婦福祉資金の貸付 : 母子及び寡婦福祉法 (3) 農林漁業復旧資金の融資 : 天災融資法第2条第1項の規定 : 茨城県農林漁業災害特別措置法に基づく融資 : 株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金) : 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業災害補償 (4) 中小企業復興資金の融資 : 一般金融機関・政府系金融機関・信用保証協会等による融資が円滑に行なわれるように県は措置し、国に対して要望を行なう。 以上の資金について、市は県に対し迅速かつ円滑に行われるよう促進するとともに、関係各部、関係機関・団体等の協	2 茨城県等による資金の貸付等----- -----【県、市（各部）、下妻市社会福祉協議会等】 大規模災害時において、県及び社会福祉協議会等で実施される資金等の貸付や融資等には以下のようなものがある。 市は、県に対し迅速かつ円滑な措置が行われるよう要請するとともに、関係各部、防災関係機関・関係団体等の協力を得て、必要な広報活動に努める。 (1) 災害見舞金の支給 県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。 (2) 生活福祉資金の貸付 県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。 (3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

改 訂 前	改 訂 後
力を得て、必要な広報活動に努める。	県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。 (4) 農林漁業復旧資金の融資等 県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。 1) 天災融資法に基づく融資 2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資 3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）による貸付 4) 農業保険法に基づく農業災害補償 (5) 中小企業復興資金の融資 県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう措置し、国に対しても要望する。

改 訂 前	改 訂 後																						
3 住宅復興資金-----【市（経済建設部）、茨城県】 災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。 県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。 (1) 災害復興住宅建設資金 <table> <tr> <td>ア 貸付対象者</td><td>50%以上の被害を受けたもので、13m²以上 175m²以内の住宅部分を有する住宅を建設する者</td></tr> <tr> <td>イ 貸付限度</td><td>(ア)木造等 1、100 万円以内 (イ)耐火、準耐火 1、160 万円以内</td></tr> <tr> <td>ウ 土地取得費</td><td>770 万円以内</td></tr> <tr> <td>エ 整地費</td><td>380 万円以内</td></tr> <tr> <td>オ 償還期間</td><td>(ア)木造 25 年以内 (イ)準耐火 30 年以内 (ウ)耐火 35 年以内</td></tr> </table>	ア 貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので、13m ² 以上 175m ² 以内の住宅部分を有する住宅を建設する者	イ 貸付限度	(ア)木造等 1、100 万円以内 (イ)耐火、準耐火 1、160 万円以内	ウ 土地取得費	770 万円以内	エ 整地費	380 万円以内	オ 償還期間	(ア)木造 25 年以内 (イ)準耐火 30 年以内 (ウ)耐火 35 年以内	3 住宅復興資金-----【県、市（建設部）】 災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行う。 県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当する時は、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。 (1) 災害復興住宅建設資金 <table> <tr> <td>貸付対象者</td><td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13 m²以上 175 m²以下の住宅部分を有する住宅を建設する者</td></tr> <tr> <td>貸付限度</td><td>原則 1,500 万円以内</td></tr> <tr> <td>土地取得費</td><td>原則 970 万円以内</td></tr> <tr> <td>整地費</td><td>400 万円以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>①木造（一般）25 年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）35 年以内</td></tr> </table> (2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金 <table> <tr> <td>貸付対象者</td><td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受</td></tr> </table>	貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13 m ² 以上 175 m ² 以下の住宅部分を有する住宅を建設する者	貸付限度	原則 1,500 万円以内	土地取得費	原則 970 万円以内	整地費	400 万円以内	償還期間	①木造（一般）25 年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）35 年以内	貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受
ア 貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので、13m ² 以上 175m ² 以内の住宅部分を有する住宅を建設する者																						
イ 貸付限度	(ア)木造等 1、100 万円以内 (イ)耐火、準耐火 1、160 万円以内																						
ウ 土地取得費	770 万円以内																						
エ 整地費	380 万円以内																						
オ 償還期間	(ア)木造 25 年以内 (イ)準耐火 30 年以内 (ウ)耐火 35 年以内																						
貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、13 m ² 以上 175 m ² 以下の住宅部分を有する住宅を建設する者																						
貸付限度	原則 1,500 万円以内																						
土地取得費	原則 970 万円以内																						
整地費	400 万円以内																						
償還期間	①木造（一般）25 年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性）35 年以内																						
貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受																						

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
			けた者で、50 ㎡（共同建ての場合 30 ㎡）以上 175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
		貸 付 限 度	①新築住宅：原則 2,470 万円以内（土地取得資金を含む。） ②リ・ユース住宅：原則 2,170 万円以内（土地取得資金を含む。）
		償 還 期 間	25～35 年以内
(2) 補修資金		(3) 補修資金	
ア 貸付対象者	補修に要する費用が 10 万円以上で、住宅部分が 1/2 以上ある住宅を補修する者	貸 付 対 象 者	補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
イ 貸 付 限 度	(ア)木造等 10 万円以上 590 万円以下 (イ)準耐火、耐火 10 万円以上 640 万円以下	貸 付 限 度	660 万円以内
ウ 移 転 費	380 万円以内	土 地 取 得 費	400 万円以内
エ 整 地 費	380 万円以内	整 地 費	400 万円以内
オ 償 還 期 間	20 年以内	償 還 期 間	20 年以内
(3) 災害特別貸付金		(4) 災害特別貸付金	
災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ		市は、災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借	

改 訂 前	改 訂 後						
申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。 4 リ災証明書の発行-----【市(市民部)】 (1) リ災台帳の作成 災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、リ災台帳を整備する。リ災台帳の作成にあたっては、必要に応じ固定資産課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。 (2) 証明の範囲 【リ災照明の範囲】 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"> 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。 <住 家> ア 全壊(全焼) イ 流失 ウ 半壊(半焼) エ 床上浸水 オ 床下浸水 <人> ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷 </td></tr> </table> (3) リ災証明書の交付 各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、「災害時職員行動マニュアル」により被災者にリ災証明書を交付する。申請の受付・交付は、市役所本庁舎で行う。 原則として、リ災証明書の交付は1回限りとする。また、	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。 <住 家> ア 全壊(全焼) イ 流失 ウ 半壊(半焼) エ 床上浸水 オ 床下浸水 <人> ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷		入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。 4 リ災証明書の発行-----【市(市民部)】 (1) リ災台帳の作成 市は、災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、リ災台帳を整備する。リ災台帳の作成にあたっては、必要に応じ、固定資産課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。 (2) 証明の範囲 災対法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>住 家</td><td> ア 全 壊(全 焼) イ 流 失 ウ 半 壊(半 焼) エ 床上浸水 オ 床下浸水 </td></tr> <tr> <td>人</td><td> ア 死 亡 イ 行方不明 ウ 負 傷 </td></tr> </table> (3) リ災証明書の交付 各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、「災害時職員行動マニュアル」により被災者にリ災証明書を交付する。申請の受付・交付は、市役所本庁舎で行う。 原則として、リ災証明書の交付は1回限りとする。また、	住 家	ア 全 壊(全 焼) イ 流 失 ウ 半 壊(半 焼) エ 床上浸水 オ 床下浸水	人	ア 死 亡 イ 行方不明 ウ 負 傷
災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。 <住 家> ア 全壊(全焼) イ 流失 ウ 半壊(半焼) エ 床上浸水 オ 床下浸水 <人> ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷							
住 家	ア 全 壊(全 焼) イ 流 失 ウ 半 壊(半 焼) エ 床上浸水 オ 床下浸水						
人	ア 死 亡 イ 行方不明 ウ 負 傷						

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
り災証明書については、証明手数料を徴収しない。 ■資料編 「り災証明書申請書」	り災証明書については、証明手数料を徴収しない。 ■ 資料編 「り災証明書申請書」
第3 租税及び公共料金の特例措置計画 ■ 基本事項 1 趣旨 地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。 2 留意点 (1) 広報の徹底 災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 (2) 手続きの簡素化及び迅速化 震災により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。 3 活動項目 1 租税等の徴収猶予措置及び減免の措置	第3 租税及び公共料金の特例措置計画 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。 2 留意事項 (1) 広報の徹底 災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 (2) 手続きの簡素化及び迅速化 災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。 3 対策項目 1 租税等の徴収猶予措置及び減免の措置

改 訂 前	改 訂 後
2 その他公共料金の特例措置 ■ 対策 1 租税等の徴収猶予措置及び減免の措置----【市(市民部)】 (1) 市税の納税緩和・減免措置 市は、災害により被災者の納付すべき租税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、租税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 (2) 国・県税の納税緩和・減免措置 国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期限の延長、国税(延滞金等含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。 (3) 租税の納税緩和・減免措置等に関する広報 租税の納税緩和・減免措置等に関して広報活動を行う。なお、災害対策本部廃止後においても、適宜、市広報紙若しくはチラシの配布等により行う。	2 その他公共料金の特例措置 ■ 対策 1 租税等の徴収猶予措置及び減免の措置----- -----【国、県、市(市民部)】 (1) 市税の納税緩和・減免措置 市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延長、市税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 (2) 国・県税の納税緩和・減免措置 国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、国税、県税(延滞金等含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施するものとする。 (3) 租税の納税緩和・減免措置等に関する広報 市は、租税の納税緩和・減免措置等に関して広報活動を行う。なお、災害対策本部廃止後においても、適宜、市広報紙もしくはチラシの配布等により行う。

改 訂 前		改 訂 後	
2 その他公共料金の特例措置-----【関連機関】 その他関係機関が行う、被災者に対する料金減免等の措置には次のようなものがある。 【公共料金の特例措置】		2 その他公共料金の特例措置 (1) 郵政事業-----【日本郵便株式会社】	
郵便事業株式会社	1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵政書簡1枚の範囲内で無償交付する。 交付場所は、郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局。	1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。	
	2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便郵便を含む)の料金免除を実施する。 取扱場所は、郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局。	2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。	
	3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。	3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日赤、茨城県共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。	
		(2) 通信事業 1) 東日本電信電話(株)（茨城支店） 「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある時は、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。 2) (株)NTTドコモ（茨城支店）	

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前			改 訂 後
	引受場所は、全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。		(株)NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。 (3) 電気事業-----【東京電力パワーグリッド】 救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て託送料金支払いに関する特別措置を行うことがある。
東日本電信電話株式会社 (茨城支店)	「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。		
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	「FOMA サービス契約約款料金表通則31」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその料金または工事費を減免することがある。		
東京電力株式会社 (茨城支店)	災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。		
第4 雇用対策 ■ 基本事項 1 趣旨 地震により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。また、市は、県や国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。			第4 雇用対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。また、市は、県や国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。

改 訂 前	改 訂 後
2 留意点 (1) 広報の徹底 雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 (2) 手続きの簡素化及び迅速化 震災により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努めることが必要である。 3 活動項目 1 離職者への措置 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置 3 雇用調整助成金の特例適用の要請 4 被災事業主に関する措置 ■ 対策 1 離職者への措置----- -----【市(経済建設部)、筑西公共職業安定所下妻出張所】 大規模な災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、市は、筑西公共職業安定所下妻出張所の長と協力し、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速や	2 留意事項 (1) 広報の徹底 雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。 (2) 手続きの簡素化及び迅速化 災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努めることが必要である。 3 対策項目 1 離職者への措置 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置 3 雇用調整助成金の特例適用の要請 4 被災事業主に関する措置 ■ 対 策 1 離職者への措置----- -----【市(経済部)、筑西公共職業安定所(下妻出張所)】 筑西公共職業安定所及び下妻出張所の長は、大規模な災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握

改 訂 前	改 訂 後
かに把握するとともに、離職者の早期再就職への斡旋に努める。公共職業安定所の長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあつせんを行うものとする。 【離職者への措置内容】 ア 窓口の設置 市は、被災者のための臨時職業相談窓口の設置を設置する。 イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置 市は、被災の状況により下妻公共職業安定所を訪ねることが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。 ウ 諸制度の活用 職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。 エ 労働者のあつせん 災害救助法が適用された場合、市は、市内の労務需要が見込まれるときは、労働者のあつせんを国に対し要請する。また、県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援するものとする。	するとともに、離職者の早期再就職へのあつせんを行うものとする。また、市は、筑西公共職業安定所下妻出張所の長と協力し、離職者の早期再就職へのあつせんに努める。 離職者への措置内容は以下のとおり。 (1) 窓口の設置 市は、被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。 (2) 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置 市は、被災の状況により筑西公共職業安定所下妻出張所に出向くことが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。 (3) 諸制度の活用 市及び筑西公共職業安定所下妻出張所は、職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。 (4) 労働者のあつせん 救助法が適用された場合、市は、市内の労務需要が見込まれる時は、労働者のあつせんを、国に対し要請する。また、県は、茨城労働局及び筑西公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し、再就職を支援するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置----- -----【市(経済建設部)、筑西公共職業安定所】 筑西公共職業安定所下妻出張所における雇用保険の失業給付に関する特例措置には次のようなものがある。これらの活用が図られるよう、市は適宜、失業者への相談、広報を行う。 (1) 証明書による失業の認定----- -----【市(経済建設部)、筑西公共職業安定所総務部】 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給----- -----【市(経済建設部)、筑西公共職業安定所】 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のための賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置----- -----【市(経済部)、筑西公共職業安定所(下妻出張所)】 筑西公共職業安定所下妻出張所における雇用保険の失業給付に関する特例措置には、次のようなものがある。これらの活用が図られるよう、市は適宜、失業者への相談、広報を行う。 (1) 証 明 書 に よ る 失 業 の 認 定 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 (2) 激 甚 災 害 に よ る 休 業 者 に 対 す る 基 本 手 当 の 支 給 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のため賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)を、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
3 雇用調整助成金の特例適用の要請----- -----【市(経済建設部)、筑西公共職業安定所】 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう労働省へ要請する。 【雇用調整助成金の適用範囲】 ア 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 イ 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ウ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合 4 被災事業主に関する措置-----【国】 国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。	3 雇用調整助成金の特例適用の要請----- -----【市(経済部)、筑西公共職業安定所(下妻出張所)】 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 【雇用調整助成金の適用範囲】 (1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合 4 被災事業主に関する措置-----【国】 国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除、または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。
第5 住宅建設の促進 ■ 基本事項 1 趣旨	第5 住宅建設の促進 ■ 基本事項 1 趣 旨

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。 2 留意点 (1) 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため、市は災害住宅建設計画、復旧計画の作成を行い、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援方法を検討することが必要である。 (2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。 3 活動項目 1 建設計画の作成 2 事業の実施 3 入居者の選定	自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。 2 留意事項 (1) 計画の作成と県からの支援 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため、市は災害住宅建設計画、復旧計画の作成を行い、予算の確保、用地の確保等を含めて県からの支援受けを検討することが必要である。 (2) 情報提供及び事務処理体制 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。 3 対策項目 1 建設計画の作成 2 事業の実施 3 入居者の選定

改 訂 前	改 訂 後
■ 対策 市は、市だけで対応可能かどうかを含めて市と県の役割分担を決定する。また、県は市への支援の内容を決定するものとする。 1 建設計画の作成-----【市(経済建設部)】 市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。 2 事業の実施-----【市(経済建設部)】 市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。 3 入居者の選定-----【市(経済建設部)】 市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。	■ 対 策 市は、住宅建設に関し、市だけで対応可能かどうかを検討し、市と県の役割分担を明確にする。また、県は市との役割分担を踏まえ、支援の内容を決定するものとする。 1 建設計画の作成-----【市(建設部)】 市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。 2 事業の実施-----【県、市(建設部)】 県及び市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。 3 入居者の選定-----【市(建設部)】 市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。
第6 被災者生活再建支援法の適用 ■ 基本事項 1 趣旨 市域ないし県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった	第6 被災者生活再建支援法の適用 ■ 基本事項 1 趣 旨 市域ないし県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった

改 訂 前	改 訂 後
場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。 2 留意点 (1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、災害救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。 (2) 支援金支給手続き等の説明 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。 3 活動項目 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定 2 支援法の適用基準 3 支援法の適用手続き	場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、被災者に支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。 2 留意事項 (1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。 (2) 支援金支給手続き等の説明 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。 3 対策項目 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定 2 支援法の適用基準 3 支援法の適用手続き

改 訂 前	改 訂 後
4 支援金の支給額 5 支援金支給申請手続き 6 支援金の支給	4 支援金の支給額 5 支援金支給申請手続き 6 支援金の支給
■ 対策 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定---【市(保健福祉部)】 支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。 (1) 被災世帯の認定 支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。 (支援法第2条第2号) ①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。 ②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯。 ③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。 ④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政	■ 対 策 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定-【市(保健福祉部)】 支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。 (1) 被災世帯の認定 支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。 (支援法第2条第2号) ①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯 ②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯 ③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯 ④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。 (②及び③に掲げる世帯を除く。) (2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位 災害救助法における基準を参照(第3章 第6節「災害救助法の適用」) 2 支援法の適用基準-----【市(保健福祉部)】 支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号) (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号) (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号) (4) (1)または(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号) (5) (3)または(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府	令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯 (②及び③に掲げる世帯を除く。) (2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位 救助法における基準を参照(第3章 第6節「災害救助法の適用」) 2 支援法の適用基準-----【市(保健福祉部)】 支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより、次に掲げるとおりである。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号) (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号) (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号) (4) (1)または(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号) (5) (3)または(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府

改 訂 前	改 訂 後
県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 5 号） (6) (3)または(4)に規定する都道府県が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により 5（人口 5 万人未満の市町村にあつては 2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 6 号）	県の区域内の市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 5 号） (6) (3)または(4)に規定する都道府県が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により 5（人口 5 万人未満の市町村にあつては 2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第 1 条第 6 号）
3 支援法の適用手続き-----【市(保健福祉部総務部)、県】 (1) 市の被害状況報告 市長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、資料編「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。 当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告（資料編「被害状況報告表」）で兼ねることができるものとする。 (2) 県の被害状況報告及び支援法の適用 知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するも	3 支援法の適用手続き-----【県、市(総務部、保健福祉部)】 (1) 市の被害状況報告 市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、資料編「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、県知事に対して報告する。 当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法適用手続きにおける報告（資料編「被害状況等報告様式（茨城県）」）で兼ねることができるものとする。 (2) 県の被害状況報告及び支援法の適用 県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めた時は、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するも

改 訂 前					改 訂 後							
のとする。 なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。					のとする。 なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。							
4 支援金の支給額					4 支援金の支給額							
(1) 複数世帯の場合					(1) 複数世帯の場合							
(単位：万円)					(単位：万円)							
区分		受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分		住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊(1-(1)-1))		建設・購入	100	200	300	全 壊(1-(1)-1))		建設・購入	100	200	300	
半壊(1-(1)-2))		補修	100	100	200	半 壊(1-(1)-2))		補修	100	100	200	
長距避難(1-(1)-3))		賃貸	100	50	150	長距避難(1-(1)-3))		賃貸	100	50	150	
大規模半壊(1-(1)-4))		建設・購入	50	200	250	大規模半壊(1-(1)-4))		建設・購入	50	200	250	
		補修	50	100	150			補修		50	100	150
		賃貸	50	50	100			賃貸		50	50	100
(2) 単数世帯の場合					(2) 単数世帯の場合							
(単位：万円)					(単位：万円)							
区分		受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分		住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊(1-(1)-1))		建設・購入	75	150	225	全 壊(1-(1)-1))		建設・購入	75	150	225	
半壊(1-(1)-2))		補修	75	75	150	半 壊(1-(1)-2))		補修	75	75	150	
長距避難(1-(1)-3))		賃貸	75	37.5	112.5	長距避難(1-(1)-3))		賃貸	75	37.5	112.5	
大規模半壊(1-(1)-4))		建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊(1-(1)-4))		建設・購入	37.5	150	187.5	
		補修	37.5	75	112.5			補修		37.5	75	112.5
		賃貸	37.5	37.5	75			賃貸		37.5	37.5	75
5 支援金支給申請手続き-----【市(保健福祉部)】					5 支援金支給申請手続き-----【市(保健福祉部)】							
(1) 支給申請手続き等の説明					(1) 支給申請手続き等の説明							

改 訂 前	改 訂 後
制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。 (2) 必要書類の発行 支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。 【支援金支給申請書に添付する必要書類】 ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類 イ リ災証明書類 (3) 支給申請書等の取りまとめ 被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。 6 支援金の支給-----【市(保健福祉部)】 支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。 (1) 支援金の現金支給 市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものにつ	市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。 (2) 必要書類の発行 市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。 1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類 2) リ災証明書類 (3) 支給申請書等の取りまとめ 市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、取りまとめの上、速やかに県に送付する。 6 支援金の支給-----【市(保健福祉部)】 支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ、支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき、原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。 (1) 支援金の現金支給 市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものにつ

改 訂 前	改 訂 後
いて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。 ■資料編 「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」	いて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。 ■ 資料編 「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」
	第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 ■ 基本事項 1 趣 旨 自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。 2 留意事項 (1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備 支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行なう必要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
	(2) 支援金支給手続き等の説明 支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。 3 対策項目 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定 2 補助事業の適用基準 3 補助事業の適用手続き 4 支援金の支給額 5 支援金支給申請手続き 6 支援金の支給 ■ 対 策 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定-【市(保健福祉部)】 補助事業の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。 (1) 被災世帯の認定 補助事業の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。 ①当該自然災害により住家が全壊した世帯

改 訂 前	改 訂 後
	②当該自然災害により住家が半壊し、またはその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、または解体されるに至った世帯 ③当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。） ④当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。） (2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位 救助法における基準を参照（第3章 第6節「災害救助法の適用」） 2 補助事業の適用基準-----【市（保健福祉部）】 補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。 (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害

改訂前

改訂後

(2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続き――【県、市(総務部、保健福祉部)】

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、県知事に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

県知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めた時は、市長に対し、補助事業適用を通知する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

改 訂 前		改 訂 後			
	半 壊		25		25
	(2) 単数世帯の場合				
	(単位：万円)				
	区分	住宅の再建方法	基礎支 援金	加算支 援金	合計
	全 壊 解 体	建設・購入	75	150	225
		補修	75	75	150
		賃貸	75	37.5	112.5
	大 規 模 半 壊	建設・購入	37.5	150	187.5
		補修	37.5	75	112.5
		賃貸	37.5	37.5	75
	半 壊		18.75		18.75
5 支援金支給申請手続き-----【市(保健福祉部)】					
(1) 支給申請手続き等の説明					
市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。					
(2) 必要書類の発行					
市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。					
1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類					

改 訂 前	改 訂 後
	2) り災証明書類 6 支援金の支給-----【県、市(保健福祉部)】 市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。 県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

改 訂 前	改 訂 後
第4章 復旧復興計画 第2節 被災施設の復旧 ■ 基本事項 1 趣旨 災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。 2 留意点 (1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備 震災後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、震災時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。 (2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性 地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に震災復興対策本部の設置、震災復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。	第4章 復旧復興計画 第2節 被災施設の復旧 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。 2 留意事項 (1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備 災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。 (2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性 地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
(3) 国、県、市間の密接な連携 都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国、県、市の密接な連携を行っていくことが必要である。 3 活動項目 1 災害復旧事業計画の作成 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 3 災害復旧事業の実施 4 解体、がれきの処理 ■ 対策 1 災害復旧事業計画の作成-----【市(各部)、関係機関】 市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、市の公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。 災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。 (1) 災害の再発防止 市は復旧事業計画の策定に当たって、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。	(3) 国、県、市間の密接な連携 都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国、県、市の密接な連携を行っていくことが必要である。 3 対策項目 1 災害復旧事業計画の作成 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 3 災害復旧事業の実施 4 解体、がれきの処理 ■ 対 策 1 災害復旧事業計画の作成-----【市(各部)、防災関係機関】 市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。 災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。 (1) 災害の再発防止 市は、災害復旧事業計画の策定にあたって、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう防災関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

改 訂 前	改 訂 後
(2) 災害復旧事業期間の短縮 復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める 災害復旧事業の種類を次に示す。 【災害復旧事業の種類】 ア 公共土木施設災害復旧事業計画 イ 農林水産業施設災害復旧事業計画 ウ 都市災害復旧事業計画 エ 上、下水道災害復旧事業計画 オ 住宅災害復旧事業計画 カ 社会福祉施設災害復旧事業計画 キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 ク 学校教育施設災害復旧事業計画 ケ 社会教育施設災害復旧事業計画 コ 復旧上必要な金融その他資金計画 サ その他の計画	(2) 災害復旧事業期間の短縮 市は、災害復旧事業計画の策定に当たって、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、防災関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。 災害復旧事業の種類を次に示す。 1) 公共土木施設災害復旧事業計画 2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 3) 都市災害復旧事業計画 4) 上、下水道災害復旧事業計画 5) 住宅災害復旧事業計画 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 8) 学校教育施設災害復旧事業計画 9) 社会教育施設災害復旧事業計画 10) 復旧上必要な金融その他資金計画 11) その他の計画
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成----- -----【市(各部)、関係機関】 市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成----- -----【市(各部)、防災関係機関】 市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。 災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。 (1) 法律に基づき一部負担または補助するもの 【法律に基づき一部負担または補助するもの】 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 - ウ 公営住宅法 - エ 土地区画整理法 - オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 - キ 予防接種法	める。 このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。 災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担または補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。 (1) 法律等に基づき一部負担または補助するもの 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 3) 公営住宅法 4) 土地区画整理法 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 7) 予防接種法

改 訂 前	改 訂 後
ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。 激甚災害の指定の手続き等の対策については第3節に示す。 なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、第4章第3節「激甚災害の指定」を参照。 3 災害復旧事業の実施-----【市(各部)、関係機関】 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。	8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 災対法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにするものとする。 激甚災害の指定の手続き等の対策及び激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象については、第4章 第3節「激甚災害の指定」に示す。 3 災害復旧事業の実施-----【市(各部)、防災関係機関】 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び防災関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

改 訂 前	改 訂 後
4 解体、がれきの処理-----【市(各部)、関係機関】 (1) 作業体制の確保 市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。 (2) 処理対策 【処理対策内容】 ア 状況把握 市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。 イ 処理の実施 市は、アに基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。 ウ 集積地の確保 市は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して集積地の確保を要請する。	4 解体、がれきの処理-----【市(各部)、防災関係機関】 (1) 作業体制の確保 市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等と、災害時における人員、資機材等の確保について協力が得られるよう連携体制を構築する。 (2) 処理対策 1) 状況把握 市は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。 2) 処理の実施 市は、1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。 3) 仮置場の確保 市は、解体、収集後のがれき等を一時的に集積するため、仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して仮置場の提供を要請する。 4) 再生利用・最終処分 市は、がれき等の処理・処分に当たって、再生利用を推進し、

改 訂 前	改 訂 後
	最終処分量の削減に努める。 5) 石綿飛散防止対策 市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。
第4章 復旧復興計画 第3節 激甚災害の指定 ■ 基本事項 1 趣旨 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。 2 留意点 激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、震災後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。	第4章 復旧復興計画 第3節 激甚災害の指定 ■ 基本事項 1 趣 旨 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。 2 留意事項 激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後										
3 活動項目 1 災害調査 2 激甚災害指定の手続き ■ 対策 1 災害調査-----【市(各部)、県】 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。 激甚災害の基準を次にあげる。 表 激甚災害基準(その1) <table> <tr> <th>適用すべき措置</th><th>激甚災害とされる被害の程度</th></tr> <tr> <td rowspan="2">法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</td><td>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5</td></tr> <tr> <td>(B 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準</td></tr> </table>	適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度	法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5	(B 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準	3 対策項目 1 災害調査 2 激甚災害指定の手続き ■ 対 策 1 災害調査-----【県、市(各部)】 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。 激甚災害の基準は次のとおり。 表 激甚災害基準 <table> <tr> <th>適用すべき措置</th><th>激甚災害とされる被害の程度</th></tr> <tr> <td rowspan="2">法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</td><td>次のいずれかに該当する災害 A 基準 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5</td></tr> <tr> <td>B 基準 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税</td></tr> </table>	適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度	法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5	B 基準 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度										
法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5										
	(B 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準										
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度										
法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5										
	B 基準 事業費査定見込額 ＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税										

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
	税収入総額×100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 5		収入総額×100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 ＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 5
表 激甚災害基準(その 2)			
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度		
法第 5 条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞10 億円	法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 B 基準 事業費査定見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞10 億円
法第 6 条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	(1) 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 または (2) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%で、第 8 条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が	法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	(1) 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 または (2) 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%で、第 8 条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものに

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
	農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% または (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。		ついて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×0.5% または (4) 漁業被害見込額 ＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A 基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の0.5 (B 基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の3	法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A基準 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の0.5 B基準 農業被害見込額 ＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 ＞当該都道府県内の農業を主業とする
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所		

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B 基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1	法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	る者の数×100分の3 次のいずれかに該当する災害 A 基準 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) ＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 B 基準 林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1
	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額(第二次産業及び第三次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞1400億円	法第12条、13条、 15条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額(第二次産業及び第三次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の0.2 B 基準 中小企業関係被害額

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
	し、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。		＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞1400億円 ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
表 激甚災害基準(その3)			
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度		
法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。	法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	
法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸以上 (B 基準) 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの	法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 滅失住宅戸数 ＞被災地全域で4,000戸以上

第4章 復旧復興計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
	(1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 10% 以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1、200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 20% 以上		B 基準 次の(1)、(2)のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 (1) 滅失住宅戸数 ＞被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で 200 戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の 10% 以上 (2) 滅失住宅戸数 ＞被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で 400 戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の 20% 以上
法第 24 条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 条の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害		1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 条の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮	上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮
2 激甚災害指定の手続き-----【国】 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害とし		2 激甚災害指定の手続き-----【国】 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害とし	

改 訂 前	改 訂 後
て指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。	て指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
第4章 復旧復興計画 第4節 復興計画の作成 ■ 基本事項 1 趣旨 地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。 復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。 2 留意点 (1) 迅速な意思決定等の必要性 地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に震災復興対	第4章 復旧復興計画 第4節 復興計画の作成 ■ 基本事項 1 趣 旨 地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。 復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。 2 留意事項 (1) 迅速な意思決定等の必要性 地震発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対

改 訂 前	改 訂 後
策本部の設置、震災復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。 (2) 事前復興対策の実施 震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。 (3) 国、県、市間の密接な連携 震災復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、市間が密接に連携することが必要である。 (4) 民意の反映 震災復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。	策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。 (2) 事前復興対策の実施 災害復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、事前復興対策として実施しておくことが必要である。 (3) 国、県、市間の密接な連携 災害復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、市間が密接に連携することが必要である。 (4) 民意の反映 災害復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていくことが必要である。その際、女性を始めとする多様な主

改 訂 前	改 訂 後
3 活動項目 1 事前復興対策の実施 2 災害復興対策本部の設置 3 災害復興方針・計画の策定 4 災害復興事業の実施 ■ 対策 1 事前復興対策の実施-----【市(各部)】 (1) 復興手順の明確化 市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにしておくものとする。 (2) 復興基礎データの整備 市は、災害後、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化をはかるよう努めるものとする。 2 災害復興対策本部の設置-----【市(各部)】 市は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。	体の意見を反映できるよう配慮するものとする。 3 対策項目 1 事前復興対策の実施 2 災害復興対策本部の設置 3 災害復興方針・計画の策定 4 災害復興事業の実施 ■ 対 策 1 事前復興対策の実施-----【市(各部)】 (1) 復興手順の明確化 市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにしておくものとする。 (2) 復興基礎データの整備 市は、災害後、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。 2 災害復興対策本部の設置-----【市(各部)】 市は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

改 訂 前	改 訂 後
3 災害復興方針・計画の策定-----【市(各部)】 (1) 災害復興方針の策定 市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。 (2) 災害復興計画の策定 市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。 4 災害復興事業の実施-----【市(各部)】 (1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施 【市街地復興事業のための行政上の手続き】 ・被災市街地復興特別措置法上の手続き 市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。	3 災害復興方針・計画の策定-----【市(各部)】 (1) 災害復興方針の策定 市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。 (2) 災害復興計画の策定 市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。 4 災害復興事業の実施-----【市(各部)】 (1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施 市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

改 訂 前	改 訂 後
(2) 震災復興事業の実施 【震災復興事業の実施】 ア 専管部署の設置 市は、震災復興に関する専管部署を設置する。 イ 震災復興事業の実施 市は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。	(2) 災害復興事業の実施 1) 専管部署の設置 市は、災害復興に関する専管部署を設置する。 2) 災害復興事業の実施 市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。